

2014年11月12日

青森県知事

三村申吾殿

なくそう原発・核燃、あおりネットワーク

共同代表：浅石紘爾 大竹進 鳴海清彦

事務局連絡先：青森市松原 1-2-12 (青森県保険医会館内)

TEL : 017-722-5483 FAX : 017-774-1326

自治体アンケート結果に基づく要請書

私たち、なくそう原発・核燃、あおりネットワークは、県内の反原発・反核燃を求める団体と個人で構成されています。2011年3月11日の大地震と大津波の発生に伴い、東京電力・福島第一原発が重大事故を起こしたことを踏まえて、原子力施設との共存の危険性を改めて訴えています。

福島原発事故の後、日本全国に放射能汚染が拡散したことは既に周知の事実ですし、青森県内でも、たらやキノコは福島の放射能で汚染されました。しかし、未だに福島原発由来の放射能汚染水が海に垂れ流され収束されていません。もし、青森県内の原子力施設で重大事故が発生したら、福島と同じような被害が起きることは間違いがありません。

福島原発事故を受け、青森県は原子力防災範囲を東通原発から半径約30kmとしましたが、青森市が定めた範囲は東通原発と大間原発から100km圏内です。また、大飯原発3、4号炉の運転中止を求めた判決では、半径250km圏内の原告の不安解消を考えるべきとしました。この判決からすれば、青森市の防災範囲でも安全とは言えません。

以上を踏まえて、私たちは原子力防災等に関する自治体アンケートを実施しました。アンケートのその結果をまとめたのが別紙ですが、県内自治体の首長は、いくつかの項目についてははっきり意見を述べています。

特に気になったのは、質問3で、六ヶ所再処理工場の原子力防災範囲を現状のままと認める自治体が少なかったことです。質問1で半径30kmと認めた自治体の多くが、再処理工場の場合30km以上と答えています。再処理工場の事故の影響の大きさを認識しているからだと言えるでしょう。

そして、質問4の安全協定の地元同意の範囲について、拡大すべきであるとした自治体が過半数を超えたのも注目に値します。11月5日に貴職が行った定例記者会見では、安全協定の範囲拡大に消極的な姿勢を見せました。そして鹿児島県では、立地自治体と知事が了承すれば原発を動かせるかのような川内原発再稼働の手続きが進んでいます。このようなことを、青森県内自治体の首長が望んでいないことを貴職は強く認識すべきでしょう。

更に質問5で、原子力防災に関する費用については6割以上の自治体が国に費用負担を求めている点も注目すべきでしょう。

質問6で、連絡体制の整備が不十分であることが判りました。岩手県は、日本原燃(株)から異常時の通報連絡を受けることの確約を取り付けています。ところが、青森県内の自治体の約6割が、そのような連絡体制の整備ができていないと答えています。事業者からも県からも連絡体制が用意されていな

いというのは問題の根深さを示しています。

質問 7 で、再処理工場の操業をプルサーマルで利用するためと答えた自治体は 2 割しかありません。そのプルサーマルも、現実に行える原発が稼働するかどうかとも分かりません。質問 8 で、高レベルの放射性廃棄物が最終処分地に搬出されるかどうかについても、4 割強が懐疑的に捉えています。三村知事が経産相から何度も確約を取り付けても、この疑いがぬぐえないのが現状ではないでしょうか。

質問 9 で、余裕震度埋設事業について、5 割を超える自治体が県民の理解の必要性を訴えています。既に六ヶ所村の核燃敷地内に研究施設が用意されていますが、このような研究施設を造るに当たって、県は事業開始に了承を与える権限はないとしてきました。それなのに、研究施設が現にあり、そこが適地だから、そこで事業を行うというのは、県民をないがしろにしているとしか思えません。

質問 10 で、核のゴミの処理・処分の方法を定めぬままに、事業が行われていることに対し、運転中止が 1 割、法制度を整備が約 4 割ありました。最終処分方法を決めずに、核のゴミを残すだけの事業に過半数の自治体が疑義を呈しています。

再処理工場に関する具体的な注文等は少なめでしたが、原子力規制委員会による審査が長引き、完工が 2016 年 3 月、竣工が同年 9 月と延びたためと思われます。

いずれにしろ、アンケート結果を見て、貴職が自治体の首長の声を直接聞く機会を増やし、国の原子力行政に生かすアクションを起こすことが求められています。

特に、青森県は既に全国の核のゴミを一極集中的に預かっていますが、六ヶ所核燃施設内での余裕深度廃棄物の処分場の研究について、県民の了承もなく認めていたというのは大問題です。しかも、原子力規制委員会は規制基準策定に前向きであり、結局は核燃施設内に余裕深度廃棄物処分が進められる可能性が高まっています。

余裕深度廃棄物処分研究は知事だけの了承で進めるのではなく、県内自治体首長も安全協定の当事者とした上で、全市町村長の合意なければ事業として認めるべきではありません。

国の定めた新エネルギー計画で、高速増殖炉の研究開発にブレーキがかかったにもかかわらず、原子力安全・保安院時代にでっち上げたプルサーマル利用については全く反省がありません。しかも、プルトニウム需給計画の更新もすすまず、六ヶ所再処理工場のプルトニウムの使い道さえ定かにされていません。

それでも「再処理工場の運転を進める」というのが貴職の考えのようですが、このままでは、何処にも押し付けようがない核のゴミを集めるだけです。そのような愚策を即刻取りやめて、アンケート結果を寄せた首長の意見を尊重し、県民のためになる改善策を用意することを求めます。

なお、原子力エネルギー利用の時代はウラン資源の枯渇と同時に終わり、100 年後には原子力発電所の運転も終わります。しかしながら、核のゴミの処理・処分・管理の問題は、何十万年（プルトニウム半減期の 10 倍）も続くと想像されます。私達は、核のゴミを青森に集めるだけの貴職の政策を認めません。未来の青森県民が、核のゴミ管理の負担を押し付けられることなく、生きていける環境を用意することを強く要請します。

以上の見地から、下記項目について具体的に要請します。

1. 安全協定対象自治体を県内の全自治体に広げるよう国に働きかけてください。
2. 核燃再処理工場の防災範囲について、再処理工場の重大事故が原発以上に被害を及ぼすと考えられることから、原発以上に大きく拡大するよう、拡大された場合の防災費用は国が負担するよう、国に働きかけてください。
3. 県内各自治体に対する、日本原燃㈱の各施設における異常時の連絡や平常時の連絡の体制を県自らが改善を図ると同時に、日本原燃㈱に対して改善を要請してください。
4. 再処理工場の操業開始について、県民の意見を十分に聞き、慎重に対処してください。
5. 余裕深度埋設事業について、県は公式な見解を示していませんが、早急に県民の声を聞き、住民の立場に立った県の政策を打ち出してください。